

学外者の介入防止について

1. 意義

『学生らによる自主的・主体的 11 月祭』宣言に掲げられているように、11 月祭は学生ら当事者の自主的主体的活動により価値が創造されるものであるから、その企画内容、企画形態は自由であり、尊重されるべきものである。しかし、同宣言でも言う通り、外部組織により干渉を受け、又は外部組織が不当な利益を得る場になってはならない。かかる学外者の介入は絶対に阻止しなければならない。

学外者の援助は 11 月祭の各企画をより充実ならしめるものでもあり、本来自由である。しかし、これが学外者の介入につながることはあってはならない。その調整を図るのが本規制の目的である。

2. 定義

- ① 「学外者」とは、京大生以外の個人、主体が京大生以外である団体及び法人を指す。
- ② 「学外者の介入」とは、学外者が自主的・主体的な 11 月祭の実施を妨げること、または不当な利益を得ることを指す。
- ③ 「学外者の援助」とは、京大生及び京大生を主体とする団体が、11 月祭での企画において学外者から金銭、物品、技術・知識、人員等の提供を受けることを指す。

3. 規制

(ア) 本文

- ① 学外者の介入を禁止する。
- ② 第 66 回京都大学 11 月祭で学外者の援助を受けることを希望する企画または団体はあらかじめ全学実行委員会に申し出なければならない。全学実行委員会は当該企画または団体の希望する内容が学外者の介入に当たらない場合はこれを認めるものとする。
- ③ 全学実行委員会が認めていない学外者の援助を受けることを禁止する。
- ④ 全学実行委員会は学外者の介入を招いた個人、企画または団体、及び故意または重過失により全学実行委員会への申し出を行わないで学外者の援助を受けた個人、企画または団体に対し、今年度または次年度以降の参加禁止、保証金の没収、嚴重注意等、相応の措置を取る。
- ⑤ 全学実行委員会は学外者の介入の判断要素を示したガイドラインを作成し、公開する。また、過去の判断事例については、当時の規制内容とともに提示できるよう体制を整えるものとする。

- ⑥ 全学実行委員会は 11 月祭事務局にこれらの事務を委託する。ただし、当該個人または団体の追放等、11 月祭へ一切の参加を認めないとする措置はこの限りでない。
- ⑦ 次年度以降の 11 月祭においては、学外者の介入を絶対的に阻止できる限りにおいて、参加団体及び個人の自主性・主体性を発揮できるよう、規制を緩和することを検討するものとする。

(イ) 趣旨説明

「学外者」について広い定義を取っているものの、インカレサークル等、京大生が参加しているサークル等を過度に排除しないようにする必要はあるといえる。

④について、外形的には学外者の援助を受けているように見えてしまった企画について罰することは適当ではないと考え、単なる過失は外している。ただ、故意と同視できるほどの不注意がある場合には学外者の介入を招く蓋然性があったとして種々の措置を取ることは必要である。これは、今まで企業協賛を受けていなくても、企業協賛に見える企画態様であればそれをやめるように運用していたところを改める意味でもある。

⑤のガイドラインは毎年公開を想定している。また、先例集については、規制内容が今後変化していくことを踏まえる必要があるため、このような記載にしている。

⑥の「当該団体の追放等、11 月祭へ一切の参加を認めないとする措置」には当該企画内容(学外者の介入にあたる援助等の態様)を変更しない限りは企画出展を認めないとする措置を含まない。

⑦は事前相談制(=全学実行委員会 or 委託を受けた事務局の判断を受けなくとも企画出展者が学外者の援助を受けてよい体制)を念頭に置いている。

4. ガイドライン

① 学外者の介入に当たる典型例

- 学外者の主導で企画が出展されること
例：京大生 1 名を名義上責任者として登録し、実質的な責任者は学外者である場合、企画出展は認められない。
- 学外者の宣伝を目的として企画が出展・実施されること
例：京大生の主導であったとしても、企画内容が学外者の販促活動で大半を占める場合、当該部分の企画内容は認められない。
- 学外者による広告が過度に露出すること
例：学外者ののぼりや看板・ポスターが大々的に露出する場合、当該部分の企画内容は認められない。

② 学外者の介入の考慮要素

- 企画の主体が「企画出展者」であるか、「学外者」であるか。
 - 企画実施の経緯。特に発案者が京大生であるのか学外者であるのか。
 - 企画出展者でなく学外者によって企画が出展・実施されているのかどうか。

- 企画の準備及び当日の実行に関与する京大生の数と京大生以外の数の割合。
- 当該行為によって自他の企画の自主的・主体的な活動が妨げられるかどうか。
 - 援助の見返りに要求されているものの程度や、学外者の過度な露出が行われるのかどうか。
 - 企画内容に対する関与の度合い。特に学外者の具体的な指示があるかどうかや、暗黙の了解で学外者の意向を反映しているかどうか。
- 当該行為の目的が明確であり、企画実施に必要なものであるかどうか。
 - 企画における資金関係。特に、営利企業や行政機関等から資金や企画に係る素材等を受け取っている場合には、その資金や素材等がなければおよそ不可能な企画であるかどうか。

5. 付帯決議

「学外者の介入」を判断するに際しては、平常京都大学で課外活動等を行っている者の排除を目的として濫用的に適用するようなことがあってはならない。